

令和元年5月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成28年(ワ)第23327号 商標権侵害行為差止等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第38566号 商標権侵害差止等請求事件(第2事件)

口頭弁論終結日 平成31年3月7日

5

判 決

第1事件原告兼第2事件被告

F C 2 , I N C .

(以下「FC2」という。)

10

同訴訟代理人弁護士

高 橋 淳

同訴訟復代理人弁護士

壇 俊 光

第1事件補佐人弁理士

涌 井 謙 一

鈴 木 一 永

15

三 井 直 人

第1事件被告兼第2事件原告

株 式 会 社 ド ワ ン ゴ

(以下「ドワンゴ」という。)

20

同訴訟代理人弁護士

宮 川 美 津 子

波 田 野 晴 朗

同訴訟復代理人弁護士

長 岡 征 斗

同補佐人弁理士

右 馬 埜 大 地

第1事件被告訴訟復代理人兼第2事件訴訟代理人弁護士

25

高 藤 真 人

主 文

1 第1事件について

- (1) ドワンゴは、FC2に対し、656万5554円及びこれに対する平成28年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) FC2のその余の請求をいずれも棄却する。

5 2 第2事件について

- (1) FC2は、別紙第2事件ウェブサイト目録記載の各ウェブサイトには、別紙第2事件標章目録記載の各標章を使用してはならない。
- (2) FC2は、前項のウェブサイトから、前項の標章を削除せよ。
- (3) FC2は、ドワンゴに対し、867万7823円及びこれに対する平成28年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) ドワンゴのその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じて、これを7分し、その6をFC2の負担とし、その余をドワンゴの負担とする。

4 この判決は、第1項(1)及び第2項(3)に限り、仮に執行することができる。

15 5 FC2のために、この判決に対する控訴のための付加期間を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件について

- 20 (1) ドワンゴは、別紙第1事件ウェブサイト目録記載の各ウェブサイトには、別紙第1事件標章目録記載の標章を使用してはならない。
- (2) ドワンゴは、前項のウェブサイトを表示するためのhtmlファイルの<省略>に前項の標章を記載してはならない。
- (3) ドワンゴは、FC2に対し、1億円及びこれに対する平成28年9月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25

2 第2事件について

(1) 主文第2(1), (2)項と同旨

(2) F C 2は, ドワンゴに対し, 2332万8000円及びこれに対する平成28年12月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

5 1 事案の要旨

第1事件は, 別紙第1事件商標目録記載1の商標(以下「甲商標」という。)の商標権者であるF C 2が, ドワンゴによる別紙第1事件標章目録記載の標章(以下「乙標章」という。)の使用が商標権侵害及び不正競争行為に当たると主張して, ドワンゴに対し, 不正競争防止法3条1項に基づき, 別紙第1事件ウェブ
10 サイト目録記載の各ウェブサイト(以下「乙ウェブサイト」という。)及び乙ウェブサイトのメタタグにおける乙標章の使用の差止めを求めるとともに, 民法709条, 商標法38条2項, 3項及び不正競争防止法5条3項に基づき, 1億円(一部請求)及びこれに対する損害賠償請求の対象である不法行為が終了した日である平成28年9月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合によ
15 る遅延損害金の支払を求める事案である。

第2事件は, 別紙第2事件商標目録記載の商標(以下「乙商標」という。)の商標権者であるドワンゴが, F C 2による別紙第2事件標章目録記載の各標章(以下「甲標章」という。)の使用が商標権侵害に当たると主張して, F C 2
20 に対し, 商標法36条に基づき, 別紙第2事件ウェブサイト目録記載の各ウェブサイト(以下「甲ウェブサイト」という。)における甲標章の使用の差止め及び削除を求めるとともに, 民法709条及び商標法38条2項, 3項に基づき, 2332万8000円(一部請求)及びこれに対する不法行為の後の日(訴状送達の日
の翌日)である平成28年12月13日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

25 2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

FC2は、アメリカ合衆国ネバダ州の法律に基づいて設立された外国法人であり、インターネット上でのブログや動画配信サイトの運営等を主な業務としている。

5 ドワンゴは、音楽ソフト・映像ソフト及びデジタルデータ等のコンテンツの企画製作、販売、放送、上映及びレンタル等を目的とする株式会社である。

(2) 当事者の商標権

ア FC2は、甲商標にかかる別紙第1事件商標目録記載1の商標権を有し、
同目録記載2ないし4の各商標権（以下、これらの商標権にかかる商標を同
10 目録の番号に従い、「甲-2商標」などという。）を有している。

 ドワンゴは、平成28年10月21日を登録日として、甲商標に係る商標
登録について不使用を理由として商標登録取消審判請求をしたところ（取消
2016-300709号）、特許庁は、平成30年3月22日、指定役務
中、第42類「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域
15 の貸与、ウェブログ上の電子掲示板用サーバ記憶領域の貸与及びこれに関する
情報の提供、インターネットホームページを閲覧するための電子計算機の
貸与、インターネット上で利用者が交流するためのソーシャルネットワーキ
ング用サーバコンピュータの記憶領域の貸与、インターネット等の通信ネッ
トワークにおいて利用可能な記憶装置の記憶領域の貸与」についての商標登録
20 を取り消す旨の審決をした。FC2は、平成30年7月23日、上記審決を
不服として、審決取消請求訴訟を提起したが（平成30年（行ケ）第101
02号）、知的財産高等裁判所は、同年12月20日、FC2が使用を主張
した甲標章は、甲商標と外観、観念及び称呼のいずれについても同一とはい
えず、「書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名
25 及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び
観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該

登録商標（判決注：甲商標）と社会通念上同一と認められる商標」ということはできないと判示して、F C 2 の請求を棄却する旨の判決をし、同判決は確定した。したがって、「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」を含む上記指定役務に係る甲商標の商標権は、取消審判

5

イ ドワンゴは、乙商標に係る商標権を有する。

(3) F C 2 の行為

ア F C 2 は、平成16年4月、「F C 2 ブログ」との名称で、ユーザーがウェブサイト上にブログを開設し、ウェブページの入力フォームを使用してブログ記事を作成し、ウェブサイト上にブログ記事を投稿するためのプラットフォームを提供し、また、他のユーザーもそのブログ記事を閲覧することができるサービス（以下「F C 2 ブログ」という。）を開始した。（甲63）

10

イ F C 2 は、平成21年1月20日、「ブロマガ」との名称で、ユーザーがF C 2 ブログで作成したブログ記事に一定の設定をすることができ、設定がされた場合、当該記事に対する購読料を支払った者が当該ブログ記事を閲覧することができる機能の提供を開始した。F C 2 は、同日以降、甲ウェブサイト等において、同機能の表示として、甲標章を使用している。

15

(4) ドワンゴの行為

ア ドワンゴ及び平成27年10月1日にドワンゴに吸収合併された株式会社ニワンゴ（以下、時期を問わず、ドワンゴと株式会社ニワンゴを区別せずに単に「ドワンゴ」という。）は、「n i c o n i c o」との名称で、インターネット上において、動画等のコンテンツの配信やその他の各種サービスを提供している（以下、ドワンゴが提供する上記サービスを併せて「ニコニコ」ということがある。）。

20

ドワンゴは、平成24年8月21日、ニコニコのサービスの一つとして、「ブロマガ」との名称のサービスを開始し、乙ウェブサイトにおいて、同サ

25

サービスの表示として、乙標章を使用している（乙標章が表示するサービスの範囲には争いがある。）。

イ ドワンゴが提供する「ブロマガ」との名称のサービスの概要は次のとおりである。

5 (ア) 「CHブロマガ」サービス（平成24年8月21日開始）

企業、著名人等がドワンゴと契約してチャンネルを開設し動画等のコンテンツを配信するサービスである「ニコニコチャンネル」において、上記の契約者（以下「チャンネルオーナー」ということがある。）がメールマガジン又は電子書籍形式の記事コンテンツの投稿、配信を行い、ユーザーが記事コンテンツのウェブサイトで閲覧したり、配信を受けたりすることができるサービス

(イ) 「ユーザーブロマガ」サービス（平成25年1月23日開始）

ニコニコに対して会費を支払った会員であるプレミアム会員と呼ばれる会員（以下「プレミアム会員」という。）が、ウェブサイト上にブログを開設し、ウェブページの入力フォームを使用してブログ記事を作成して、ウェブサイト上にブログ記事を投稿するためのプラットフォームを提供し、このブログ記事をメールマガジン又は電子書籍形式の記事コンテンツとして投稿、配信することができ、また、ユーザーが記事コンテンツをウェブサイトで閲覧したり、その配信を受けたりすることができるサービス

20 ウ ドワンゴは、平成24年8月21日以降、乙ウェブサイトのHTMLファイルの記述メタタグに乙標章を使用している。

(5) 第1事件について乙標章が甲商標と類似すること及び第2事件について甲標章が乙商標と類似することは、当事者間に争いがない。

3 争点

25 (1) 第1事件

ア 商標法36条1項に基づく請求について

(ア) ドワンゴが提供する役務が甲商標の指定役務と同一又は類似であるか
(争点 1(1)－ 1)

(イ) ドワンゴによる乙標章の使用は甲商標の商標権を侵害する態様での使用か (争点 1(1)－ 2)

5 (ウ) 先使用権の抗弁の成否 (争点 1(1)－ 3)

(エ) 甲商標の無効の抗弁の成否 (争点 1(1)－ 4)

(オ) 商標権の正当な権利行使の抗弁の成否 (争点 1(1)－ 5)

(カ) 損害の発生及び損害額 (争点 1(1)－ 6)

イ 不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に基づく請求について

10 (ア) ドワンゴによる乙標章の使用は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争に該当するか (争点 1(2)－ 1)

(イ) 商標権の正当な権利行使の抗弁の成否 (争点 1(2)－ 2)

(ウ) 損害の発生及び損害額 (争点 1(2)－ 3)

(2) 第 2 事件

15 ア F C 2 が提供する役務が乙商標の指定役務と同一又は類似であるか (争点 2－ 1)

イ 先使用権の抗弁の成否 (争点 2－ 2)

ウ 乙商標の無効の抗弁の成否 (争点 2－ 3)

エ 商標権の正当な権利行使の抗弁の成否 (争点 2－ 4)

20 オ 損害の発生及び損害額 (争点 2－ 5)

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点 1(1)－ 1 (ドワンゴが提供する役務が甲商標の指定役務と同一又は類似であるか) について

(F C 2 の主張)

25 ア ドワンゴが提供するニコニコのブログサービスは、ユーザーがブログを開
設し、ブログ記事を作成、投稿して、他のユーザーの閲覧に供し、さらにブ

ログ記事の配信を行うためのプラットフォームを提供するものであり、ユーザーが自らブログ記事を作成、投稿等することがサービスの中核である。

ブログ作成者が投稿したブログ記事は、ドワンゴが管理するサーバーの記憶領域に保存された上で、他のユーザーの閲覧に供され、他のユーザーに配信されるから、サーバーの記憶領域への保存という過程はドワンゴのブログサービスの重要部分である。そして、当該過程は甲商標の指定役務である「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」に該当するから、ドワンゴが提供するニコニコのブログサービスは「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」を含む。

ドワンゴは、役務の提供などに付随して提供される業務は役務には含まれず、サーバーの記憶領域への保存という過程はドワンゴのブログサービスに付随して提供される業務であるから、商標法上の役務には該当しないと主張する。しかし、独立して取引の対象とならず、指定役務に当然に伴う付随的役務として提供されるものにすぎない業務であればともかく、本来、独立して取引の対象となる業務について、これを他の業務に付加させることによって商標法上の役務に該当しなくなるとすると、複数のサービスを組み合わせることで、他者が有する商標権に係る商標と同一又は類似の商標を使用することができることになり、商標権による保護を潜脱するものであって不当である。他の業務に当然に伴う付随的な業務が商標法上の役務の対象とならない場合があるとしても、それは商標の指定役務において対象業務が付随的役務として当然に予定されているか否かという観点から検討すべきであって、本来、独立で取引の対象となるべき業務が、他の主たる業務に付加され、付随的なものになっていたとしても、役務の該当性を否定する理由にはならない。

そして、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能（それに伴うサーバーの記憶領域の貸与）は、インターネットブログサービスとして、独立して取

引の対象となる業務であるから、ドワンゴのブログサービスにおけるブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能部分も商標法上の役務に該当することは明らかである。

(ドワンゴの主張)

5 ア 商標法の「役務」は、他人のためにする労務又は便益であり、付随的ではなく独立して市場において取引の対象となり得るものをいい、役務の提供などに付随して提供される業務は役務には含まれない。

ドワンゴが提供するブログサービスには「ユーザーブロマガ」と「CHブロマガ」の二つのサービスがあるが(前提事実(4))、ニコニコは従前からコンテンツ配信サイトとして広く知られていたこと、ニコニコのウェブサイトの10 トップページでも「CHブロマガ」の人気ランキングが表示されていること、ニコニコのブログサービスは「CHブロマガ」が先に開始されていること、ブロマガの購読者数は「CHブロマガ」が「ユーザーブロマガ」よりも何倍も多いこと、ニコニコのブログサービスは、記事コンテンツ自体の増加(サーバーの記憶領域の使用料の増加)ではなく、記事コンテンツの配信数の増加によって収益を得る仕組みとなっていること、ニコニコのブログサービスの15 広告や報道においても、記事コンテンツの閲覧、配信のためのサービスであることが強調されていること、「ブロマガ」は「ブログ」と雑誌を意味する「マガジン」を組み合わせた造語であること等からすれば、ニコニコのブログサービスの中心となるのは「CHブロマガ」であり、購読者に対する記事コンテンツの配信が主たるサービスである。確かに、「ユーザーブロマガ」のサービスでは、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能や、作成したブログをメールマガジン及び電子書籍として、ニコニコのアカウント登録者に配信し、登録者が配信されたブログ記事を受け取ることができるという機能が20 あり、その過程では、ブログ作成者が投稿したブログ記事がドワンゴのサーバーの記憶領域に保存される。しかし、これらは独立したサービスではなく、

ブログ記事の配信サービスと分離して取引されておらず、ドワンゴはサーバーの記憶領域の保存過程についてブログ作成者から対価の支払を受けていない。したがって、ニコニコが提供するブログサービスにおける、サーバーの記憶領域の保存過程は他のサービスに付随するものに過ぎず、商標法上の
5 役務に該当しない。インターネットを利用するほぼ全てのサービスが、サーバーの記憶領域への保存過程を伴うから、ドワンゴが提供するサービスが、甲商標の指定役務である「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」と同一又は類似すると解釈することは商標実務に混乱を生じさせる。

10 イ 甲商標の指定役務である第4 2類の「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」は、文字どおり、インターネットにおけるブログのために顧客に対してサーバーの記憶領域を利用させるサービスを意味する。これに対し、ドワンゴが提供するブログサービスは記事コンテンツをメールマガジン又は電子書籍としてユーザーに配信するサービスであ
15 って、主として記事コンテンツを希望するユーザーに向けたサービスであり、「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」が想定するサービスとは全く異なるものである。

ウ ドワンゴのブログサービスは、乙商標の指定役務である第4 1類の「電子出版物の提供」に該当するところ、「電子出版物の提供」には類似群コード4
20 1 C 0 2が付されている。これに対し、甲商標の指定役務である第4 2類の「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」には類似群コード4 2 X 1 1が付されており、「電子出版物の提供」と「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」では類似群コードが異なっており、類似であるとは推定されない。

25 (2) 争点1(1)ー2(ドワンゴによる乙標章の使用は甲商標の商標権を侵害する態様での使用か) について

(FC2の主張)

ア ニコニコのウェブページでの表示

ユーザーはニコニコにログインし、ニコニコのウェブページに設けられた乙標章である「ブロマガ」と表示されたグローバルナビゲーション（ウェブ
5 サイト上部に設けられた各種サービスのメニュー表示であり、クリックするとリンク先のウェブページが開くもの）をクリックして、ドワンゴのブログサービスのウェブページを開き、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿等を行うから、ドワンゴはブログサービスの商標として乙標章を使用している。

これに対し、ドワンゴは、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能部分
10 には乙標章を商標として使用していないと主張するが、ドワンゴのブログサービスはブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能並びに配信機能が一体のものになっており、各機能を分離して商標の使用、不使用を区別することはできない。また、乙標章の表示があるウェブページにおいて、ユーザーをブログ開設、作成画面に誘導するリンクを設置しているのであるから、ブログ
15 開設及びブログ記事作成、投稿機能部分にも乙標章が商標として使用されているといえること、「ブロマガ（β（ユーザー向け ver.））運営規約」ではブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能についても説明していることから、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能部分に乙標章を商標として使用している。

20 イ メタタグでの使用

ドワンゴは、乙標章を、ニコニコのウェブサイトのトップページのHTML
ソースコードの記述メタタグに記載している。記述メタタグを記載することにより、インターネットユーザーが検索エンジンに当該単語を入力すれば、当該ウェブサイトやその内容の説明文及び概要がウェブサイトのタイトル
25 等として表示されるから、記述メタタグに使用する行為も、「役務に関する広告・・・を内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為」

(商標法2条3項8号)に該当する。

(ドワンゴの主張)

ア ニコニコのウェブページでの表示

ドワンゴは、ユーザーによるブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能部
5 分、それに伴うブログ記事のサーバーの記憶領域への蓄積過程において、商
標として乙標章を使用していない。

すなわち、乙ウェブサイト中のブログ開設のトップページを開くには「ブ
ログを開設」や「ブログをはじめると表示された部分をクリックし、開い
たウェブページでブログを開設する。さらにブログ開設後のウェブページで
10 「投稿」と表示された部分をクリックすると、ブログ記事作成画面が開き、
同画面でブログを作成することができる。そして、ブログ記事を作成した後、
「保存して投稿」と記載された部分をクリックすると、投稿が完了し、当該
記事コンテンツのウェブ上での閲覧が可能となる。「メール配信する設定で
投稿」を選んでいる場合にはウェブ上への公開と同時に購読者にメールでも
15 配信される。

なお、ブログ開設ページやブログ記事作成ページ等の上部(ヘッダー)に
は、「動画」「静画」「生放送」「チャンネル」などと並んで「ブロマガ」と表
示されたグローバルナビゲーションがあるが、これはブロマガ閲覧用のトッ
プページへのリンクであり、ブログ開設ページやブログ記事作成ページを開
くために使用するものではない。また、上記のこれらのページには「投稿し
た記事はブロマガとして配信！」等の記載があるが、これらの記載は、ユー
20 ザーが作成したブログ記事が「ブロマガ」として配信されることを説明する
ものである。さらに、ドワンゴのブログサービスの運営規約を表示すると、
「ブロマガβ(ユーザー向け ver)運営規約」と題する規約が表示されるが、
同規約は記事コンテンツを「ブロマガ」として配信するための規約であり、
25 ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能部分に「ブロマガ」の表記は使用

されていない。

イ メタタグでの使用

5 標章をウェブサイトのHTMLファイルの記述メタタグに記載したとしても、かかる標章が需要者に視認されることはないから、メタタグに標章を
10 記載する行為は商標法上の「使用」には該当しない。検索サイトのウェブページ上に検索結果の表示として記述メタタグと同一の記載が表示されたとしても、これは検索サイトの提供事業者が記述メタタグの記載を検索結果として表示しているにすぎず、メタタグに標章を記載する行為は検索サイト事業者のシステムに対する情報提供にすぎない。したがって、ドワンゴがウェブ
15 ページのHTMLファイルのメタタグに乙標章を記載する行為は、乙標章を自他識別機能を果たす態様で使用するものでなく、出所の混同が生じるおそれがある使用とはいえないから、「役務に関する広告・・・を内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為」に該当しない。また、メタタグとして自他識別機能を有しない態様での標章の使用は商標としての
20 使用には該当しない（商標法26条1項6号）。

(3) 争点1(1)-3（先使用权の抗弁の成否）について

（ドワンゴの主張）

20 ドワンゴは、ブログ記事配信サービスを開始した平成24年8月21日から、同サービスに乙標章を使用しており、甲商標の登録出願日（平成24年9月13日）より前から、不正競争の目的なく継続して乙標章を使用していた。

25 また、ドワンゴは、インターネットを通じた各種娯楽サービスの先駆企業であり、動画等共有・配信サービスであるニコニコは甲商標の登録出願日時点において広く知られていた。そして、ドワンゴは、平成24年夏頃、ニコニコの新たなサービスとしてブログ記事配信サービスを企画し、同年8月21日に「CHブロマガ」サービスを開始した。「CHブロマガ」サービスは、著名なサービスであるニコニコが提供する新たなサービスとして開始前から多くの社

会的関心を集め、新聞やインターネット等で広く取り上げられた。このように、乙標章は、甲商標の登録出願日において、ニコニコの高い著名性と相まって、需要者に、ドワンゴのサービスを表示するものとして広く認識されていた。

したがって、ドワンゴは乙標章について先使用权（商標法32条1項前段）を有する。

（FC2の主張）

FC2は、従前から、インターネットサービスを行う企業として広く知られており、平成21年1月20日、「ブロマガ」の名称を用いて、ユーザーが投稿したブログ記事の閲覧に課金できるブログサービスを世界で最初に開始し、このことは複数のインターネットメディアで宣伝された。また、FC2ブログは多数の書籍で紹介され、さらに、ライブドア株式会社の創業者として著名なA氏も、FC2のブログサービスからブログ記事を配信している。このように、甲標章は、FC2の高い著名性と相まって、需要者に、FC2のサービスを表示するものとして広く認識されていた。

そして、ドワンゴは、周知性のある甲標章の顧客吸引力等を利用するために、乙標章の使用を開始したのであるから、ドワンゴによる乙標章の使用は、不正競争の目的によるものである。また、乙標章は、甲商標の登録出願日において、需要者にドワンゴのブログサービスを表示するものとして広く認識されていたともいえない。

したがって、ドワンゴは乙標章について先使用权を有しない。

(4) 争点1(1)－4（甲商標の無効の抗弁の成否）について

（ドワンゴの主張）

仮に、ドワンゴが提供するブログサービスが甲商標の指定役務である「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」に該当するのであれば、乙標章は、ドワンゴのブログサービスに係る役務を表示するものとして、甲商標の出願登録日前から需要者の間で周知であることから、甲商標は、

商標法4条1項10号の無効理由があり、無効審判により無効とされるべきものであるから、FC2は甲商標に係る商標権を行使することができない。

(FC2の主張)

前記(3)のFC2の主張のとおり、甲標章はFC2のブログサービスに係る役務を表示するものとして需要者に広く認識されていて乙標章よりも認知度が高く、乙標章は、ドワンゴのブログサービスに係る役務を表示するものとして、甲商標の出願登録日前から需要者の間で周知であるとはいえず、また、ドワンゴによる乙標章の使用自体が不正競争行為であるから、甲商標に商標法4条1項10号の無効理由があるとはいえない。

(5) 争点1(1)-5 (商標権の正当な権利行使の抗弁の成否) について

(ドワンゴの主張)

ドワンゴは、「電子出版物の提供」を指定役務に含む乙商標に係る商標権を有しており、後記(10)のドワンゴの主張のとおり、ドワンゴのブログサービスは「電子出版物の提供」に該当するから、ドワンゴは、乙商標に係る商標権に基づく正当な権利行使として乙標章をブログサービスに使用しているのであって、FC2の甲商標に係る商標権を侵害するものではない。

(FC2の主張)

後記(10)のFC2の主張のとおり、FC2のブログサービスが「電子出版物の提供」には該当しないのと同じ理由により、ドワンゴのブログサービスは、「電子出版物の提供」には該当しないから、ドワンゴが乙商標に係る商標権を有しているとしても、正当な権利行使には該当しない。

また、前記(3)のFC2の主張のとおり、甲標章は、FC2のサービスに係る役務を表示するものとして、甲商標の出願登録日前から需要者の間で周知であることから、乙商標には、商標法4条1項10号又は15号の無効理由があり、無効審判により無効とされるべきものであるから、ドワンゴは乙商標に係る商標権を行使することができない。

また、ドワンゴの乙商標の出願登録は、周知であった甲標章にただ乗りするものであり、ドワンゴが商標権侵害を主張することは権利の濫用に該当する（民法1条3項）。

(6) 争点1(1)－6（損害の発生及び損害額）について

5 (F C 2の主張)

ア 損害の発生

ドワンゴは、F C 2は「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」の指定役務について甲商標を使用しておらず、甲商標には、F C 2の上記指定役務を示す商標として、F C 2の業務上の信用力は化
10 体されておらず、甲商標には顧客吸引力はないから損害は発生しないなどと主張するが、商標権者が当該商標権を使用していないことは商標権侵害による損害が発生しないことの理由にはならない。

イ 商標法38条2項に基づく損害

ドワンゴが、平成25年11月1日から平成28年9月末日までに、ニコ
15 ニコ運営によって得た有料会員費（プレミアム会員費）は、●（省略）●であること、プレミアム会員費は、ユーザーのドワンゴのブログサービスに対する対価を含み、その割合は50%を下らないこと、ドワンゴのブログサービスの利益率は35%を下らないことから、各月に受け取ったプレミアム会員費にこれらの割合を乗じ、合計するとドワンゴがニコニコのブログサー
20 ビスによって得た利益は●（省略）●であり、同額がF C 2の損害額と推定される。

ウ 商標法38条3項に基づく損害

前記イのとおり、ドワンゴが、平成25年11月1日から平成28年9月
25 末日までに、ニコニコ運営によって得た有料会員費（プレミアム会員費）は、●（省略）●であること、プレミアム会員費はユーザーのドワンゴのブログサービスに対する対価を含み、そのサービスの割合は50%を下らないこと、

甲商標の使用料相当額は使用対価の10%を下らないことから、各月に受け取ったプレミアム会員費にこれらの割合を乗じ、合計するとFC2がドワンゴによる乙標章の使用に対して受けるべき金銭は●(省略)●であり、同額がFC2の損害額と推定される。

5 (ドワンゴの主張)

ア 損害の発生

FC2は、提供するブログサービスのうち、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能部分については「FC2ブログ」の名称を使用してサービスを提供しており、FC2は「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」の指定役務について甲商標を使用していない。このことは、前提事実(2)のとおり、甲商標のうち、「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」を含む指定役務の一部についての不使用取消審判が確定しているからも明らかである。そうすると、甲商標には、FC2の「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」の指定役務を示す商標として、FC2の業務上の信用力は化体されておらず、甲商標には顧客吸引力はない。他方、前記(3)のドワンゴの主張のとおり、乙標章はユーザーに広く認知されており、乙標章には高い顧客吸引力がある。甲商標には顧客吸引力はなく、ドワンゴが甲商標と類似する乙標章を使用したとしても、ドワンゴが提供する役務の売上に全く寄与しておらず、また、FC2は甲商標を「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」の指定役務には使用していないため、ドワンゴによる乙標章の使用によって甲商標の出所表示機能が害されるとはいえず、市場において、FC2の「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」の指定役務に係る売上が減退するとはいえないのであって、損害は発生しないから、商標法38条2項及び3項の適用はない。

25

イ 商標法38条2項に基づく損害

ドワンゴが、平成25年11月1日から平成28年9月末日までに、ニコニコ運営によって得た有料会員費（プレミアム会員費）は、●（省略）●であることは認める。

仮に、商標法38条2項による損害額の推定規定の適用があるとしても、損害額の算定に際しては、「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」の指定役務と類似する役務であるユーザーによるブログ記事のサーバーへの蓄積機能の提供部分に乙標章を使用することで得た利益のみが算定根拠となる。ニコニコのプレミアム会員は、多様な特典が得られるのであり、ブログを開設できることは多様な特典の中の一つにすぎないこと、プレミアム会員はブログ開設の有無にかかわらず、定額のプレミアム会員費を支払う必要があること、CHブロマガはプレミアム会員でない者もブログを開設しており、サーバーの記憶領域の使用料を支払っていないこと等から、プレミアム会員費には、サーバーの記憶領域の使用料の対価は含まれておらず、プレミアム会員費は同項の損害額の算定根拠にはならないし、仮に、同項の算定根拠となるとしても、プレミアム会員費のうちサーバーの記憶領域の使用料が占める割合はごくわずかである。

また、プレミアム会員費における利益率は●（省略）●であること、●（省略）●であることから、各月に受け取ったプレミアム会員費にこれらの割合を乗じ、合計するとドワンゴが「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」の指定役務と類似する役務に乙標章を使用することによって得た利益は●（省略）●を上回ることはない。

また、ニコニコのプレミアム会員に提供される特典サービスにおけるブログ開設特典の重要性は低いこと、FC2は甲商標をブログ開設部分に使用しておらず、甲商標には顧客吸引力はなく、他方、乙標章には高い顧客吸引力があること、ドワンゴは、ブログ記事のサーバー領域への蓄積過程部分に商標として乙標章を使用していないことからして、上記利益のうち99.9

5%については商標法38条2項による推定が覆滅される。

したがって、仮に商標法38条2項が適用されるとしても、同項の適用によって算出される損害額は0円であり、また、仮に何らかの損害額が算出されるとしても、その額は●(省略)●を上回ることはない。

5 ウ 商標法38条3項について

仮に、商標法38条3項による損害額の推定規定の適用があるとしても、ドワンゴが「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」の指定役務と類似する役務に乙標章を使用することによって得た利益は●(省略)●を上回ることはなく、前記イで指摘した事実からすれば、甲
10 商標の使用料率は0.01%を上回ることはない。

したがって、仮に商標法38条3項が適用されるとしても、同項の適用によって算出される損害額は0円であり、また、仮に何らかの損害額が算出されるとしても、その額は●(省略)●を上回ることはない。

(7) 争点1(2)-1(ドワンゴによる乙標章の使用は不正競争防止法2条1項1号
15 の不正競争に該当するか)について

(FC2の主張)

ア FC2は、平成21年1月20日以降、ブログサービスの名称等として甲
標章を使用しており、甲標章(プロマガ)はFC2のブログサービスの営業
についての商品等表示に該当する。そして、前記(3)のFC2の主張のとおり、
20 甲標章はFC2のブログサービスの表示として、広く需要者に認識されてい
る。

イ ドワンゴは、甲標章と同一又は類似する乙標章を、ドワンゴが提供するブ
ログサービスの表示として乙ウェブサイトで使用し、また、乙ウェブサイトの
HTMLファイルにおいて、記述メタタグに使用している。

25 ウ FC2が提供するサービスとドワンゴが提供するサービスは同種サービ
スであり、ドワンゴがブログサービスの表示に乙標章を使用することは、F

C 2 のブログサービスとの混同を生じさせるおそれを有するものである。

エ したがって、ドワンゴによる乙標章の使用は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の不正競争に該当する。

(ドワンゴの主張)

5 否認ないし争う。

ア 甲標章が F C 2 のブログサービスの表示として使用されていることは認めるが、甲標章が F C 2 のブログサービスの表示として、需要者に広く認識されているとはいえない。

10 イ ドワンゴが、甲標章と同一又は類似する乙標章を、ドワンゴが提供するブログサービスの表示として乙ウェブサイトで使用し、また、乙ウェブサイトの HTML ファイルにおいて記述メタタグに使用していることは認めるが、記述メタタグとして使用することは、前記(2)のドワンゴの主張のとおり、商標法上の「使用」に該当しないのと同様の理由により、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の「使用」に当たらない。

15 ウ F C 2 が提供するサービスとドワンゴが提供するサービスが類似することは認めるが、甲標章が F C 2 のブログサービスの表示として、需要者に広く認識されているとはいえないから、ドワンゴがブログサービスの表示に乙標章を使用することで F C 2 のブログサービスとの混同が生じるおそれはない。

20 (8) 争点 1(2)ー 2 (商標権の正当な権利行使の抗弁の成否) について

(ドワンゴの主張)

前記(5)のドワンゴの主張のとおり、ドワンゴは、乙商標に係る商標権に基づく正当な権利行使として乙標章をブログサービスに使用しているのであって、不正競争行為には該当しない。

25 (F C 2 の主張)

前記(5)の F C 2 の主張のとおり、ドワンゴが乙商標に係る商標権を有してい

るとしても、正当な権利行使には該当しない。

(9) 争点1(2)－3（損害の発生及び損害額）について

（F C 2の主張）

ア 不正競争防止法5条2項に基づく損害

5 前記(6)のとおり、ドワンゴがニコニコのブログサービスによって得た利益は●（省略）●であり、同額がF C 2の損害額と推定される。

イ 不正競争防止法5条3項1号に基づく損害

前記(6)のとおり、F C 2がドワンゴによる乙標章の使用に対して受けるべき金銭は●（省略）●であり、同額がF C 2の損害額と推定される。

10 （ドワンゴの主張）

ア 不正競争防止法5条2項に基づく損害

前記(6)のドワンゴの主張と同じ理由によって、本件で、不正競争防止法5条2項の適用はなく、仮に同項が適用されるとしても、同項の適用によって算出される損害額は0円であり、また、仮に何らかの損害額が算出され

15 としても、その額は●（省略）●を上回ることはない。

イ 不正競争防止法5条3項1号に基づく損害

前記(6)のドワンゴの主張と同じ理由によって、本件で、不正競争防止法5条3項1号の適用はなく、仮に同項が適用されるとしても、同項の適用によって算出される損害額は0円であり、また、仮に何らかの損害額が算出され

20 るとしても、その額は●（省略）●を上回ることはない。

(10) 争点2－1（F C 2が提供する役務が乙商標の指定役務と同一又は類似であるか）について

（ドワンゴの主張）

ア F C 2のブログサービスは、乙商標の指定役務である「電子出版物の提供」

25 に該当する。

すなわち、「電子出版物の提供」とは、電子書籍のみならず、電子雑誌やブ

ログ、オンデマンド印刷等の多彩なコンテンツが含まれ、ウェブ閲覧、配信に供されるブログ記事も「電子出版物」に該当し、F C 2が提供するサービスは、「電子出版物の提供」に該当する。

5 F C 2のブログサービスでは、作成者が記載したテキストデータがそのままの形式で閲覧可能になるものではなく、F C 2のウェブサイトの閲覧用ウェブページのフォーマットに合わせ、特有の形式に変換された上で公開されること、公開されたブログ記事は、F C 2によってランキングが付され、公表される上、キーワードやジャンルによる検索も可能となること、F C 2の
10 ブログサービスは、雑誌（マガジン）のようにブログの有料記事を定期購読させるものであることから、単に投稿された記事コンテンツのデータをそのままインターネット上で閲覧に供するだけのサービスではなく、アップロードされたデータを閲覧者が読みやすいフォーマットあるいは定期購読に適したフォーマットに変換し検索の便宜も図った上でF C 2が記事コンテンツを配信しているものであって「電子出版物の提供」に該当する。

15 なお、F C 2のブログサービスにおいて記事コンテンツを閲覧するには、HTML形式で「ブロマガ更新通知メール」に記載された更新内容を閲覧する方式と、配信された記事URLにアクセスしてウェブページで記事を閲覧する方式が存在するが、このような技術的な方式の違いにかかわらず、記事
20 コンテンツの閲覧を希望する購読者に対して記事コンテンツを閲覧させるサービスであることには変わりがないから、記事コンテンツを購読者に対してHTML形式で閲覧させる方式で配信する場合と、ウェブページを通じて閲覧させる方式で配信する場合のいずれもが「電子出版物の提供」に該当する。

イ F C 2は、F C 2のブログサービスは「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」に該当すると主張するが、F C 2の
25 ブログサービスのうち、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能部分は「F C

2 ブログ」の名称で提供されており、記事コンテンツを別途配信する場合には、「ブロマガの設定」という設定画面において、作成した記事コンテンツを「ブロマガ」として配信する設定を行う必要がある。すなわち、F C 2のブログサービスのうち、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能部分には「F C 2ブログ」の表示が使用され、ブログの配信機能にのみ甲標章が使用されており、ブログの配信機能部分は「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」に該当しない。また、F C 2のブログサービスは、購読者から得る購読料によって収益を上げていること、同サービスの広告や報道においてもブログ記事配信機能が強調されていること、「ブロマガ」は「ブログマガジン」の略称であることを踏まえると、F C 2のブログサービスもドワンゴのブログサービスと同様に、購読者に対するブログ記事の配信が主たるサービスであり、「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」に該当しない。

(F C 2の主張)

乙商標の指定役務である「電子出版物の提供」の「電子出版物」とは、いわゆる電子書籍を意味し、インターネット上のブログ記事は含まれないから、F C 2のブログサービスは「電子出版物の提供」に該当しない。

また、F C 2のブログサービスのうち、購読者に対するブログ記事の配信機能に着目したとしても、ブログ記事の配信を行う主体はユーザーであり、F C 2ではなく、F C 2はその媒介をしているにすぎない。F C 2やドワンゴのブログサービスは、いずれも著名人によるブログ記事の配信を強調しており、需要者からも配信の主体はチャンネルオーナーやユーザーであると認識されているといえる。したがって、ブログ記事の配信が「電子出版物の提供」に該当するとしても、F C 2のブログサービスは「電子出版物の提供」の媒介であって、「電子出版物の提供」には該当しない。

(11) 争点2-2 (先使用権の抗弁の成否) について

(F C 2の主張)

F C 2は、平成21年1月20日、甲標章の名称を用いて、ユーザーがブログ記事の閲覧に課金できるブログサービスを世界で最初に開始し、このことは複数のインターネットメディアで宣伝され、F C 2のブログサービスは多数の書籍で紹介され、F C 2のブログサービスは著名人にも利用されるなどした。また、F C 2はインターネットサービス等を行う企業として広く知られている。このように、F C 2は、ドワンゴが乙標章を用いてブログサービスの提供を開始した日の3年以上前から、甲標章の名称を用いて、ブログサービスを開始しており、不正競争の目的なく、甲標章の使用を開始し、乙商標の登録出願日時点で、甲標章は、F C 2の高い著名性と相まって、需要者である日本全国のインターネットユーザーの間に、F C 2のブログサービスを表示するものとして広く認識されていた。

したがって、F C 2は甲標章について先使用权を有する。

(ドワンゴの主張)

乙商標の出願登録日時点において、甲標章がF C 2のブログサービスの表示として、需要者に広く認識されているとはいえないから、F C 2は甲標章について先使用权を有しない。

(12) 争点2-3 (乙商標の無効の抗弁の成否) について

(F C 2の主張)

前記(11)のF C 2の主張のとおり、甲標章は、F C 2のブログサービスに係る役務を表示するものとして、甲商標の出願登録日前から需要者の間で周知であることから、乙商標には、商標法4条1項10号又は15号の無効理由があり、無効審判により無効とされるべきものであるから、ドワンゴは乙商標に係る商標権を行使することができない。

また、ドワンゴの乙商標の出願登録は、周知であった原告標章にただ乗りするものであり、ドワンゴが商標権侵害を主張することは権利の濫用に該当する

(民法1条3項)。

(ドワンゴの主張)

前記(11)のドワンゴの主張のとおり、乙商標の出願登録日時点において、甲標章がFC2のブログサービスの表示として、需要者に広く認識されているとはいえないから、乙商標には、商標法4条1項10号又は15号の無効理由があり、無効審判により無効とされるべきものではなく、また、ドワンゴが乙商標にかかると主張することは権利の濫用にも該当しない。

(13) 争点2-4 (商標権の正当な権利行使の抗弁の成否) について

(FC2の主張)

FC2は、甲商標及び甲-2ないし4商標に係る各商標権を有しており、FC2が提供するブログサービスは、甲商標の指定役務「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」、甲-2商標の指定役務「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」、甲-3商標の指定役務「ウェブログの運用管理のための電子計算機用プログラムの提供」、甲-4商標の指定役務「オンラインにおけるブログ作成用コンピュータプログラムの提供」にそれぞれ該当するから、FC2は、甲商標に係る商標権に基づき、甲標章をブログサービスに使用しているのであって、ドワンゴの乙商標に係る商標権を侵害するものではない。

ドワンゴは、甲商標及び甲-2ないし4商標と甲標章はいずれも同一ではないから商標権の正当な権利行使とはいえないと主張するが、甲商標及び甲-2ないし4商標はいずれも「ブロマガ」を文字又は称呼として含む商標であり、可分の関係にあるので実質的に甲標章と同一である。

(ドワンゴの主張)

前記のとおり、FC2やドワンゴが提供するブログサービスは、甲商標や甲-2商標の指定役務「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」に含まれず、また、FC2が主張する甲-3、4商標の上記各指

定役務のいずれにも含まれていないこと、また、甲商標及び甲－２ないし４商標と甲標章はいずれも同一ではないから、ＦＣ２が上記各商標に係る商標権を有しているとしても、ＦＣ２によるブログサービスの提供は商標権の正当な権利行使とはなり得ない。

5 (14) 争点２－５（損害の発生及び損害額）について

（ドワンゴの主張）

ア 損害の発生

ドワンゴは乙商標をニコニコのブログサービスの表示として使用しており、高い顧客吸引力を有するから、ＦＣ２による甲標章の使用によって乙商標の出所表示機能が害されて、市場において、ドワンゴの売上が減退する関係にあるから、商標法３８条２項及び３項の適用はある。

イ 商標法３８条２項に基づく損害

平成２５年１０月１日から平成３０年６月末日までのＦＣ２のブログの配信サービスの購読料の合計額は●（省略）●であり、そのうち、ＦＣ２がサービスの対価として受領したシステム使用料及びアフィリエイト手数料の合計額は●（省略）●であり、同額から決済業者に支払う決済手数料を控除した●（省略）●がドワンゴの損害額と推定される。

これに対し、ＦＣ２はＦＣ２ブログの開発保守費やサーバー費用を案分することで算出されるブロマガ負担保守運営費も経費として控除すべきであると主張するが、ＦＣ２ブログの開発保守費やサーバー費用は売上とは関係なく、不自然に増加している期間があることからすると、同費用は限界利益であるとはいえず、控除対象とはならない。

また、ＦＣ２は、利益のうち９９．５％については商標法３８条２項による推定が覆滅されると主張するが、原告の主張する事項はいずれも減額事由とはならない。

ウ 商標法３８条３項に基づく損害（予備的主張）

前記イのとおり，F C 2は，平成25年10月1日から平成30年6月末日までに，F C 2がサービスの対価として受領したシステム使用料及びアフィリエイト手数料の合計額は●（省略）●であると主張するところ，乙商標の高い顧客吸引力等に鑑みれば，乙商標の使用料相当額は使用対価の10%を下らないことから，ドワンゴがF C 2によって得た利益は●（省略）●であり，同額がドワンゴの損害額と推定される。

エ 弁護士費用相当額の損害

弁護士費用相当額の損害は，前記イの場合は●（省略）●である。

（F C 2の主張）

前記(10)のF C 2の主張のとおり，乙商標の指定役務である「電子出版物の提供」の「電子出版物」とは，いわゆる電子書籍を意味し，インターネット上のブログ記事は含まれず，ドワンゴは乙商標を使用していないから，F C 2による甲標章の使用によって乙商標の出所表示機能が害されて，市場において，ドワンゴの売上が減退することにはなりえず，損害は発生していないから，商標法38条2項及び3項の適用はない。

平成25年10月1日から平成30年6月末日までのF C 2のブログの配信サービスの購読料の合計額は●（省略）●であり，そのうち，F C 2がサービスの対価として受領したシステム使用料及びアフィリエイトの合計額は●（省略）●である。

ウ 商標法38条2項に基づく損害

F C 2がブログサービスで得た利益（限界利益）を算定するに当たっては，前記イのシステム使用料及びアフィリエイト使用料から，決裁手数料及びブログマガ負担保守運営費を控除する必要がある，これらの経費を控除すると平成25年10月1日から平成30年6月末日までは●（省略）●のマイナスであり，利益は出ていない。なお，黒字の月だけを積算しても利益は●（省略）●である。

また、損害額の算定に際しては、ドワンゴ及びF C 2のブログサービスは
いずれも「電子出版物の提供」に該当しないこと、甲標章は、主にF C 2ブ
ログユーザー向けにF C 2のブログサービスの説明をする態様で使用され
ており、ユーザーに対するブログ購入を誘引する形態での使用は少ないこと、
5 甲標章はF C 2のブログサービスの表示として高い顧客吸引力があり、他方、
乙商標には顧客吸引力はないこと等から、F C 2が得た利益のうち99.
5%については商標法38条2項による推定が覆滅される。

エ 商標法38条3項に基づく損害

前記ウの事情に照らせば、乙商標の使用料率は0.01%を上回ることは
10 ない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(1)-1(ドワンゴが提供する役務が甲商標の指定役務と同一又は類似で あるか)について

(1) 証拠(甲49~53, 72~76, 乙177~187, 206~209。特
15 に関係が深い書証は以下にも掲記する。)及び弁論の全趣旨並びに当事者間に
争いのない事実を総合すれば、次の事実が認められる。

ア ドワンゴは、インターネット上で、動画等のコンテンツの配信やそのたの
各種サービス(ニコニコ)を提供しており、そのうち、平成24年8月に開
始した「CHブロマガ」サービスは、チャンネルオーナーと呼ばれる、ドワ
20 ンゴと契約した企業、著名人等が記事コンテンツの投稿、配信を行い、ユー
ザーが記事コンテンツをウェブサイトで閲覧をしたり、配信を受けたりする
ことができるサービスであり、平成25年1月に開始した「ユーザーブロマ
ガ」サービスは、ドワンゴがインターネット上で提供するサービスについて
25 の会費を支払ったプレミアム会員がブログを開設することができること
ともに、そのブログ記事を配信することもでき、ユーザーが記事コンテンツをウ
ェブサイトで閲覧をしたり、ブログ記事の配信を受けたりすることができる

サービスである。

イ(ア) ドワンゴが提供するサービスであるニコニコのウェブサイトのウェブページ最上部には、「動画」、「生放送」、「チャンネル」などの項目が並んで表示されている欄があり、その中に「ブロマガ」との項目があった。

5 また、ニコニコのウェブサイトのトップページ左側には、「サービス」との項目の下に、「動画」、「静画」、「生放送」などのサービスの項目が表示されており、その中に「ブロマガ」、「チャンネル」との項目が表示されていた。(乙183, 206)

10 (イ) 前記(ア)のウェブページ最上部又はトップページ左側の「ブロマガ」の項目の表示をクリックすると、上部に「ニコニコチャンネル ブロマガ」という表示があるウェブページが開く。ユーザーは、このウェブページで、「CHブロマガ」や「ユーザーブロマガ」のブログ記事を閲覧することができる。

15 このウェブページの最上部には、「ブログを開設」との項目が表示され、同ページの中段右側には、「ブログをはじめるとの項目が大きめに表示されていた。(乙206)

20 (ウ) 前記(イ)の「ブログを開設」との項目又は「ブログをはじめるとの項目の表示部分をクリックすると、上部に大きく「書こう。ブログとメールマガジンがひとつになった [書くニコニコ]」という記載があり、「自分のブログをすぐに持てる」、「シンプルで使いやすい」、「投稿した記事はブロマガとして配信！」などの記載があるウェブページが開く。上記ウェブページの中段及び下段には、「今すぐはじめる」との記載があり、その記載部分をクリックすると、「ご利用のプランを選択して下さい。」という表示がされ、
25 「一般ユーザー向け」と「企業・団体・商業利用向け」との選択肢が表示される。「一般ユーザー向け」には、「シンプルに記事を書きたいかたはこちらがオススメです。誰でもすぐに開設できます。」との記載がある。

「一般ユーザー向け」の項目の表示部分をクリックすると、「ブロマガ（β（ユーザー向け ver））運営規約」と題する運営規約が表示されて同規約下部の「規約に同意する」との部分をクリックし、次に表示されるメールアドレス入力画面、URL登録画面において所定の操作を行うと、ユーザーはブログを開設することができる。（乙206）

5 (エ) 前記(ア)ないし(ウ)の操作を行ってブログを開設したユーザーが、前記(イ)の「ニコニコチャンネル ブロマガ」という表示があるウェブページの上側右側の「投稿」との項目をクリックするなどすると、ブログ記事作成ページが開く。

10 (オ) ブログ記事を作成したいユーザーは、前記(エ)のブログ記事作成ページで、記事タイトルと本文を入力する。

当該ページ上側右側には、「下書き保存」、「保存して投稿」との項目があり、「保存して投稿」との項目をクリックすると、作成されたブログ記事のデータがアップロードされてドワンゴのサーバーに蓄積され、他のユーザーは当該記事をニコニコのウェブサイトで閲覧することができるようになる。

15 ユーザーが最初に記事を投稿する際には、「メール配信する設定で投稿」するか、「メール配信せずに投稿」するかを選択する画面が立ち上がる。

20 「メール配信する設定で投稿」の項目には、「記事は公開時にメールで購読者に配信されます。」、「配信する設定の記事は、公開時にあなたのブロマガを購読している人に配信されます。」との説明文が表示され、「メール配信せずに投稿」の項目には、「配信機能自体もOFFにする」、「メール配信をするつもりがない場合はこちら」という説明文が表示される。

25 ユーザーが、「メール配信する設定で投稿」の項目の表示部分をクリックすると、投稿したブログ記事は、当該ユーザーのブログを購読している他のユーザーにメール配信される。「メール配信せずに投稿」の項目の表

示部分をクリックすると、投稿したブログ記事が他のユーザーにメール配信されることはない。

ウ ユーザーは、ニコニコの会員でない者も含めて、ブログ開設者がアップロードしたブログ記事をニコニコのウェブサイト上で閲覧することができる（前記イ(イ), (オ)）。ニコニコのウェブサイトのブログ記事閲覧ページには、上部左側に「・・・(ブログ開設者のユーザー名)のブロマガ」、上部右側には「ブロマガ」（ただし、「ロ」の文字は、四角が表示され、ペンで3行の文章を書いている様子が描かれている。）の表示がされる。そして、その表示の下に、ブログ開設者が記載した表題とその投稿日時が表示され、その下に本文の文章が表示される。

ニコニコの会員（無料会員，有料会員）は、他のユーザーが開設したブログを購読することができ、購読した場合には、当該ブログ開設者がブログ記事をアップロードすると、このブログ記事のメール配信を受けることができる。

エ ニコニコの有料会員であるプレミアム会員の説明には、その特典として、「動画を視聴するときの特典」、「生放送を楽しむときの特典」、「動画を投稿するときの特典」、「その他特典」があると説明され、「その他特典」として、「【ブロマガ】ブログの開設。」があることが記載されている。（乙188）

(2) 前記(1)の認定事実によれば、ドワンゴのブログサービスのうち、「ユーザーブロマガ」サービスは、会費を支払った会員が、ニコニコのウェブサイトにもブログを開設してブログ記事を作成し、アップロードして他のユーザーにブログ記事をウェブ閲覧させることができるもので、メールを配信するとの設定をした場合には、当該ブログを購読するとの設定をしている他のユーザーにブログ記事を配信することができるサービスであり、また、ユーザーが、ブログ記事をウェブで閲覧することができ、ブログを購読した場合には、更新したブログに関する配信を受けることができるサービスであるといえる。

このサービスにおいて、ユーザーが自らのブログ記事を作成してウェブサイトにアップロードした際には、ドワンゴが設置管理するサーバーの記憶領域にブログ記事のデータを保存しており、ドワンゴは、サービス利用者に対し、サービス利用者自身のブログを開設し、ブログ記事を作成し、投稿するために必要となるサーバーの記憶領域を提供しているといえ、ブログの開設及びブログ記事の作成、投稿機能を含むドワンゴのブログサービスは、「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」に類似するといえる。

(3) これに対し、ドワンゴは、本件で問題となるブログに関するサービスにおいてサーバーの記憶領域への保存の過程があることは認めつつ、役務の提供に付随して提供される業務は商標法上の役務には含まれないと解すべきであるところ、ニコニコのブログサービスの中心となるのは「CHブロマガ」であり、ニコニコのブログサービスは購読者に対する記事コンテンツの配信が主たるサービスであること、ブログ記事の作成やウェブサイトでの閲覧機能は独立したサービスではなく、ブログ記事の配信サービスと分離して取引されていないこと、ドワンゴはサーバーの記憶領域の保存過程について対価の支払を受けていないこと等から、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能は、他の役務の提供などに付随して提供される業務であって商標法上の役務ではない旨主張する。

ある業務を行うに当たり必然的に伴う役務における標章の使用に対し、その役務と同一又は類似する役務を指定役務とする商標の商標権者が商標権の侵害を主張することができることが適当でない場合があるとしても、本件についてみると、一般的に、利用者がブログを開設、投稿して他人にそれを閲覧させるためのプラットフォームを提供するサービスは独立した役務といえるところ、前記(1)エのとおり、ニコニコのウェブサイトでは、会費を支払ったプレミアム会員であれば享受することができるサービスの一つとして、自らブログを開設し、ウェブサイト上にブログを投稿することができることが明確に表示さ

れている。また、サービスの利用にあたっては、ブログを開設することができる
ことが表示され、それに従い所定の操作を行うことで、ブログが開設され、
また、ユーザーがそのブログを閲覧することができる。ドワンゴが「CHブロ
マガ」のサービスを提供し、また、ニコニコのウェブサイトでは、「CHブロマ
5 ガ」に関する表示があることは認められるが、「CHブロマガ」は、著名人等の
チャンネルオーナーが電子書籍形式の記事コンテンツの配信を行うものであ
って、このような「CHブロマガ」と、一般ユーザーによるブログ開設、ブロ
グ記事投稿、配信機能である「ユーザーブロマガ」とでは、サービスの内容が
大きく異なる部分がある。また、前記(1)イによれば、ニコニコのウェブサイト
10 のトップページから「ユーザーブロマガ」を利用することができ、「CHブロマ
ガ」とは別に自らブログを開設等できる「ユーザーブロマガ」を利用する者も
想定できる。これらに照らせば、「ユーザーブロマガ」が「CHブロマガ」に付
随するサービスとはいえない。また、「ユーザーブロマガ」においては、ブログ
記事をウェブでユーザーから閲覧することができるようにするだけでなく、ブ
15 ログ記事をメール配信することができ、それが特徴となっていることが認めら
れる。しかし、「ユーザーブロマガ」において、ユーザーは全員がメール配信す
るかしないかを選択することとなっていて、ブログを開設し、ブログ記事を投
稿し、閲覧させる役務は、一般にも独立したサービスとして提供されているも
のである一方、「ユーザーブロマガ」において、ブログを開設しブログ記事を投
20 稿する者にとって、メールを配信しないことが例外的な態様であるとまではい
えず、メールの配信が不可欠の要素となっているとはいえない。さらに、ニコ
ニコのウェブサイトを提供するサービスについての対価は、ブログ記事を投稿
等する機能のみに対する対価として徴収されているものではないものの、そも
そも、その対価はニコニコのウェブサイトにおいて提供されている多様なサー
25 ビス全ての対価であり、そこには独立して提供し得る様々なサービスが含まれ
ていて、ブログ記事の配信という特定のサービスのみについての対価ではない。

このことを考慮すると、ブログを開設等する機能のみに対する対価が徴収されていないことが、直ちにそれに関する役務が商標法上の役務といえないことの根拠になるとはいえない。そして、対価を支払った会員が受けられるサービスの中には、上記のように独立したサービスとして提供されるブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能も含まれていることなどを考えると、本件の事実関係の下においては、ドワンゴが主張するように「ユーザーブロマガ」サービスにおけるブログの開設及びブログ記事の作成・投稿機能が、他のサービスなどに付随して提供される業務であって商標法上の役務には含まれないということとはできないというべきである。

また、ドワンゴは、インターネットを利用するほぼ全てのサービスが、サーバーの記憶領域への保存を伴うから、ドワンゴが提供するサービスが、甲商標の指定役務である「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」と同一又は類似すると解釈することは実務に混乱をきたすと主張する。しかし、インターネットを利用するサービスにサーバーの記憶領域への保存を伴うものが多いとしても、そのサービスには様々なものがあり、それらのサービスの全てにおいてサーバーへの記憶領域への貸与が独立した役務と認められるとは限らず、本件においては、本件で問題となっているサービスについて、ブログのためのサーバーの記憶領域の貸与が商標法上の役務と認められたものであり、ドワンゴの主張は採用することができない。

2 争点1(1)ー2 (ドワンゴによる乙標章の使用は甲商標の商標権を侵害する態様での使用か) について

(1) ニコニコのウェブページでの表示について

ア ニコニコのウェブページの表示は前記1(1)のとおりであって、ユーザーは、ニコニコのウェブサイトにおいて、次のとおり、ブログを開設し、ブログ記事を作成して投稿することとなる。

(ア) ニコニコのウェブサイトのウェブページ上部の「ブロマガ」の項目又は

ニコニコのウェブサイトのトップページ左側各種サービスの一覧中の「ブロマガ」の表示をクリックし、「ニコニコチャンネル ブロマガ」と題するウェブページを開く。

5 (イ) 「ニコニコチャンネル ブロマガ」と題するウェブページ上部右側の「ブログを開設」の表示又は同ページの中段右側の「ブログをはじめるとの表示をクリックし、「ブログとメールマガジンがひとつになった「書くニコニコ」」と題するウェブページを開き、同ウェブページで所定の操作を行うことでブログを開設する。

10 (ウ) ニコニコのウェブサイトでブログを開設したユーザーは、「ニコニコチャンネル ブロマガ」のウェブページの上部右側の「投稿」との表示をクリックするか、ニコニコのウェブページの上部左側の「チャンネル」との表示をクリックすると開く「ニコニコチャンネル」と題するウェブページの上部右側の「投稿」のタブをクリックしてブログ記事作成ページを開き、所定の操作を行うことでブログ記事を作成し、投稿する。

15 (イ) ニコニコのウェブサイトのブログ記事閲覧ページには、上部左側に「・・・(ブログ開設者のユーザー名)のブロマガ」、上部右側には「ブロマガ」の表示がある。

20 (ウ) 上記ア、イによれば、ニコニコのウェブページでは、ブログを開設し、ブログ記事を作成して投稿するために、「ブロマガ」との項目をクリックし、また、「ニコニコチャンネル ブロマガ」のウェブページからブログ開設用のウェブページを開く。また、そのブログ記事の閲覧用のウェブページでも「ブロマガ」の表示が使用されている。そうすると、乙標章は、ドワンゴが電磁的方法により映像面を介して、ユーザーによるブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能を提供するに当たって、その名称を示す標章として、役務の出
25 所識別機能を果たす態様で映像面に表示されているといえる。

ドワンゴは、ユーザーによるブログ開設やブログ記事作成・投稿機能、そ

れに伴うブログ記事のサーバー領域への蓄積過程において、商標として乙標章を使用していないと主張するが、上記に照らし採用することができない。

(2) メタタグでの使用について

インターネットの検索エンジンの検索結果において表示されるウェブページの説明は、ウェブサイトの概要等を示す広告であるということができる。したがって、その説明が表示されるようにHTMLファイルにメタタグを記載することは役務に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供する行為に当たるといふべきであり、これに反するダウンゴの主張は採用することができない。

そして、ダウンゴは、乙標章を、ニコニコのウェブサイトのトップページのHTMLソースコードの記述メタタグに記載していることは当事者間に争いがなく、乙標章は、ニコニコのHTMLファイルにメタタグとして記載された結果、検索エンジンの検索結果において、ウェブサイトの内容の説明文ないし概要やホームページタイトルとして表示され、これらがニコニコのウェブサイトにおける、ブログ開設及びブログ記事作成、投稿機能を含む各種サービスの出所等を表示し、インターネットユーザーの目に触れることにより、顧客がニコニコのウェブサイトアクセスするよう誘引するのであるから、ダウンゴによる乙標章のメタタグとしての使用は役務の出所識別機能を果たす態様で使用されているといえる。

(3) 以上によれば、ダウンゴによる乙標章の使用は甲商標の商標権を侵害する態様での使用であるといえる。

3 争点1(1)－3（先使用权の抗弁の成否）について

(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア ニコニコには、動画等のコンテンツ配信サービス等のサービスがあり、会員登録した者だけが閲覧又は視聴することができるコンテンツも多い。会員登録には、無料の一般会員と、視聴に際して様々な優遇が受けられる有料の

プレミアム会員があり、平成21年12月時点での一般会員数は約1500万人、プレミアム会員数は約60万人、一日当たりの平均PV数（ウェブサイトの閲覧回数）は約6339万回、甲商標の登録日である平成24年9月13日時点での一般会員数は約2791万人、プレミアム会員数は175万人、一日当たりの平均PV数は約1億299万回であった。（乙132）

5

イ ドワンゴは、平成24年4月28日及び29日、千葉県千葉市において、動画配信サービスである「ニコニコ動画」に関するイベントの「ニコニコ超会議」を開催し、会場来場者数は9万2384人、インターネット上の来場者数は347万0766人であった。（乙13）

10

ウ ドワンゴは、平成24年8月21日、ニコニコのサービスの一つとして、「CHブロマガ」を開始した。「CHブロマガ」のサービス開始は、開始日直後に発行された新聞（日本経済新聞等）や経済誌で紹介されたほか、新聞社や雑誌出版社が提供するニュースサイトやポータルサイト等、90件を超えるインターネットニュースで取り上げられた（乙18～109）。

15

エ 平成24年9月18日時点で、「CHブロマガ」の購読登録者数は1万人を超えていた。（甲8）

(2) 甲商標の需要者は、インターネット上でブログを開設し、ブログ記事の作成、投稿等を考えている者といえる。

20

そして、前記(1)のとおり、甲商標出願日時点において、ニコニコには3000万人近くの会員がおり、多くのユーザーが同社のサービスを利用していたといえる。また、「CHブロマガ」のサービス開始について、多数のインターネットニュースで取り上げられており、「CHブロマガ」のサービスはニコニコを日常的に使用していたユーザーやニコニコのサービスに関心を有する需要者の間では相当程度に周知されたことがうかがえる。しかしながら、ニコニコの会員数が相当に多かったとしても、多数あるニコニコのサービスの一つである「ブロマガ」の表示が同様に周知であるとはいえない。また、ニコニコの会員

25

数が多くとも、一般会員は無料で登録可能であって、会員登録はしているものの、日常的に使用してはいない会員も相当数存在すると考えられる。これらの事情に加え、インターネットやブログに関心を有する者は相当に多く、甲商標の需要者は相当に広い範囲にわたると認められること、「CHブロマガ」のサービス開始日（平成24年8月21日）から甲商標の出願日（同年9月13日）までの期間は1か月も満たず、サービス開始当初にニュース等で取り上げられたとしても、その後、長年にわたり多数の媒体で繰り返し取り上げられるなどして広く知られるに至ったというような事情はなく甲商標の登録出願日時点において、乙標章が、商標法32条1項にいう需要者の間に広く認識されていた標章であったと認めるに足りない。

したがって、ドワンゴが主張する先使用权を認めることはできない。

4 争点1(1)－4（甲商標の無効の抗弁の成否）について

前記3で述べたところによれば、乙標章が商標法4条1項10号にいう需要者の間に広く認識されていたと標章であったとはいえないから、その余の点を判断するまでもなく、甲商標に商標法4条1項10号の無効事由があるとは認められない。

5 争点1(1)－5（商標権の正当な権利行使の抗弁の成否）について

ドワンゴは、甲商標に係る商標権に基づくFC2の請求に対し、ドワンゴは「電子出版物の提供」を指定役務に含む乙商標に係る商標権を有しており、ドワンゴが提供するブログ記事配信サービスは「電子出版物の提供」に該当し、乙標章は乙商標に係る商標権に基づく正当な権利行使として使用されており、FC2の甲商標に係る商標権を侵害しない旨主張する。

しかし、本件において、前記のとおり、ドワンゴの「ユーザーブロマガ」については、ユーザーがブログの開設及びブログ記事の作成・投稿をすることができる機能があり、これは、独立した役務といえると解されるどころ、ドワンゴは、前記のとおり、上記役務を提供し、その機能の提供に関して甲標章が使われてい

るといえる。ブログを作成するユーザーに提供されているこの役務は、その内容から電子出版物の提供に該当するとはいえない。ドワンゴの主張は採用することができない。

6 争点1(1)－6（損害の発生及び損害額）について

5 (1) 損害の発生

第1事件について、F C 2が損害の発生を主張するのに対し、ドワンゴは、損害の発生を否定する。

10 しかし、乙標章は、甲商標の指定役務と類似する役務に使用されており、その表示の態様も提供される役務に関係することが明らかで、乙標章の使用により、損害が発生したと認められる。そして、本件において、F C 2は、後記9(1)アのとおり、ブログを開設し、投稿することができる役務の提供を行っており、ドワンゴの商標権侵害行為がなかったならばF C 2が利益を得られたであろうという事情があると認められる。

(2) 商標法38条2項に基づく請求

15 ア ドワンゴが、平成25年11月1日から平成28年9月末日までに、ニコニコの運営によって得た会員費（プレミアム会員費）は、●（省略）●である（当事者間に争いがない）。

イ 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

●（省略）●これに反するF C 2の主張は採用することができない。

20 (ウ) ドワンゴの事業サポート本部法務部知的財産セクションマネージャーであるBは、ニコニコのプレミアム会員のうち、平成25年11月から平成28年10月までの期間に、●（省略）●プレミアム会員は、前記イのとおり相当多数のサービスを利用することができること、「ユーザーブロマガ」サービスは平成25年1月23日に開始され、ニコニコのサービスの中でも後発のサービスであるといえること（前提事実(4)）から
25 すると、ニコニコのプレミアム会員のうち、「ユーザーブロマガ」サービ

スを利用していない会員の割合は相当に及ぶことが推測され、上記割合を不自然であることを認めるに足りる証拠はなく、ニコニコのプレミアム会員のうち、平成25年11月から平成28年10月までの期間に、
●（省略）●

5 ウ ドワンゴが、平成25年11月1日から平成28年9月末日までに、ニコニコの会員から得た会員費（プレミアム会員費）は、●（省略）●であり、前記イ(イ)に照らし、●（省略）●上記の会員費を支払った者のうち極めて多くの者は、そもそもブログの開設に関する役務を利用していないことに照らせば、ドワンゴが得た上記利益のうち、上記役務に関して
10 乙標章を付したことによる利益といえる部分は相当に限られるとすることが相当である。また、ブログの開設は、ドワンゴによって提供されるニコニコにおける多くのサービスのうちの一つであり、それが「ニコニコ」におけるサービスの一つであることも表示されていて、ブログを開設する需要者もそのことを認識していたと認められる。そして、上記
15 のようなサービスの一つであることを主な理由として、ドワンゴにより提供されるブログの開設等の役務を利用した者も多いと認められる。これらを考慮すると、乙標章を付したことにより得たといえるFC2の利益は相当程度限定されたものと認めることができ、ニコニコのプレミアム会員に対するブログを開設している者の割合や上記役務が「ニコニコ」におけるサービスの一つであることに照らして、ドワンゴが乙標章
20 を使用したことによって生じたFC2の損害額は、656万5554円
 ●（省略）●であると算定することが相当である。

(3) 商標法38条3項に基づく損害

FC2はFC2が受けるべき金銭はニコニコ運営によって得た利益の1
25 0%を下らないと主張する。

しかしながら、前記(2)ウのとおり、上記の会員費を支払った者のうちの極め

て多くの者は、そもそもブログの開設に関する役務を利用していないことやド
ワゴンが乙標章の使用によって得たと認められる利益は前記(2)ウのとおりで
あることなどを考慮すれば、FC2が、ドワゴンが乙標章を使用したことに対
し受けるべき金銭の額が前記(2)ウの額を超えるものとは認められない。

5 7 争点1(2)-1(ドワゴンによる乙標章の使用は不正競争防止法2条1項1号の
不正競争に該当するか)について

(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア FC2は、平成16年4月、FC2ブログのサービスを開始した。平成2
3年6月の1か月間のFC2ブログのアクセス数は4670万回、ドワゴン
10 が「CHブロマガ」サービスを開始した平成24年8月時点でのユーザー数
は473万0319人であった。(甲64～66)

イ FC2は、平成21年1月20日、「ブロマガ」との名称で、ユーザーが、
FC2ブログで作成したブログ記事について、課金設定をして投稿すること
で、購読料を支払ったユーザーのみが閲覧することができるサービスを開始
15 した。「ブロマガ」のサービス開始は、少なくとも、「MarkeZine」、
「インターネットコム」、「ZDNet Japan」、「CNET Japan
」のインターネットニュースで取り上げられた。(甲19～21)

ウ ソシム株式会社が平成21年8月28日に発行した「FC2ブログではじ
める ビジネスサイト構築 レッスンブック」は、FC2ブログの操作方法
20 等を解説する書籍であり、同書籍の28、29、30、32、104、12
1、127、143、144、153、162、163、170、199、
243、245、246及び273頁には、FC2ブログの画面が掲載され
ており、同画面中に「ブロマガ始めませんか？」との表示がある。(甲23)

エ 株式会社秀和システムが平成22年2月1日に発行した「はじめてのブロ
グで困った!これで解決」は、FC2ブログや「Amebaブログ」の操作
25 方法等を解説する書籍であり、同書籍58頁には「さらにFC2では、記事

を有料で読んでもらうためのブロマガ設定も可能です。」との記載がある。

(甲 2 4)

5 オ 株式会社秀和システムが平成 2 2 年 3 月 2 5 日に発行した「はじめての F C 2 ブログ」は、F C 2 ブログの操作方法等を解説する書籍であり、同書籍には 4 頁 (2 2 6 ~ 2 2 9 頁) にわたって、F C 2 ブログのブロマガ設定 (課金設定) の操作方法やブロマガ設定されたブログ記事の購読方法の説明文がある。(甲 2 5)

10 カ 株式会社翔泳社が平成 2 2 年 7 月 1 4 日に発行した「ネット副業の王様」と題する書籍には、見開き 2 頁 (7 4 , 7 5 頁) の右上部に F C 2 ブログの画面が掲載されており、同画面中に「ブロマガ」の表示がある。(甲 2 6)

15 キ 株式会社翔泳社が平成 2 3 年 3 月 1 0 日に発行した「W e b デザイン・フォーラム 1 0 人のプロが教える原則と経験則」と題する書籍には、各社が提供するブログサービスの機能を比較する説明があり、F C 2 ブログについて「記事に課金する「ブロマガ」も利用可能。」との記載がある。(甲 2 7)

20 ク 株式会社秀和システムが平成 2 4 年 3 月 1 0 日に発行した「はじめての F C 2 ブログ 最新かんたんブログ作成入門」は F C 2 ブログの操作方法等を解説する書籍であり、同書籍には 4 頁 (2 2 2 ~ 2 2 5 頁) にわたって、F C 2 ブログのブロマガ設定 (課金設定) の操作方法やブロマガ設定されたブログ記事の購読方法の説明文がある。(甲 2 8)

(2) 本件における需要者は、インターネット上でブログを開設し、ブログ記事の作成、投稿及び配信を考えている者であるといえる。

25 そして、前記(1)のとおり、ニコニコの C H ブロマガのサービス開始日 (平成 2 4 年 8 月 1 日) において、F C 2 ブログには 4 0 0 万人を超えるユーザーがおり F C 2 ブログのユーザー数は相当の数であったと認められるが、そ

のユーザー数には日常的に使用してはいないユーザーも相当数存在すると考えられるところ、それらのユーザーがF C 2ブログの機能の一つである「ブロマガ」を認識しているとは限らない。また、「ブロマガ」のサービス開始を取り上げたインターネットニュースも4件にとどまり、ブロマガの機能を説明する書籍はあるが、いずれも「ブロマガ」は書籍の一部に記載されているにすぎず、F C 2ブログの画面表示の中に「ブロマガ」の文字が小さく表示されているにすぎない書籍もある（前記(1)ウ・カ）。これらからすると、甲標章がF C 2のブログサービスを表示するものとして、需要者の間で広く認識されていると認めることはできない。

したがって、不正競争防止法に基づくF C 2の請求には理由がない。

8 小活

以上述べたところによれば、第1事件について、F C 2はドワンゴに対し、民法709条及び商標法38条2項に基づき、損害賠償金656万5554円及び損害賠償請求の対象である不法行為が終了した日である平成28年9月30日から支払済みまで、年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができ、その余の請求には理由はない。

9 争点2-1 (F C 2が提供する役務が乙商標の指定役務と同一又は類似であるか) について

(1) 証拠(乙136, 137, 139, 142, 143, 145~148)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア F C 2は、ユーザーが、ウェブサイト上にブログを開設し、ウェブページの入力フォームを使用してブログ記事を作成して、ウェブサイト上にブログ記事を投稿するためのプラットフォームを提供するサービスを提供している。インターネットのユーザーは、上記ブログ記事を閲覧することができる。F C 2は、そのサービスに「F C 2ブログ」との名称を付している。

イ 「F C 2ブログ」には、ユーザーが、作成したブログ記事に一定の設定を

して投稿することで、購読料を支払ったユーザーのみが閲覧等することができる機能があり、同機能には「ブロマガ」との名称が付されている。ブログ記事の投稿者は、ブログ記事の年月ごとに価格を設定する方法かブログ記事単体に価格を設定する方法を選択した上で、所定の範囲からその価格を設定する。

5

ウ 上部に「FC2ブログ」との記載があるFC2のウェブページには、「ブログをはじめるとの表示があるほか、ランキングとして、ブログランキング、ブロマガランキングとの項目が表示されている。(乙136)

エ 上部に「FC2ブロマガ」との記載があるFC2のウェブページには、「ブロマガとは？ ブログを通じて、有料コンテンツの購入、販売が出来るサービス。」との記載があり、「購入者限定コンテンツだから、色々な楽しみ方ができます。」との記載があり、「自主制作ムービー」、「限定記事」、「ミュージック」などの表示があり、「限定記事」との表示の下には「購入者限定のブログ記事の販売や購入。例えば、オリジナル小説や漫画、株／FXの情報など。」と記載されている。また、「おすすめブロマガ」として、あるブロマガの記事が紹介され、「最新号紹介ページへ」と記載された表示がある。(乙137)

10

15

オ 「FC2ブログ マニュアル」との記載があるFC2のウェブページにおいて、「ブロマガ® (ブログマガジン) って何？」との記載の下には、「ブロマガとは、雑誌の「袋とじ」のようにブログ記事に価格を設定し料金をお支払いいただいた訪問者だけが閲覧できる機能です。」との記載がある。また、「ブロマガ®購入と管理」との記載の下には、「ブロマガの購入手順や購入ブロマガの管理設定について説明します。」として、キーワードやジャンル、価格帯でお好みのブロマガを探ることができることが記載されている。そして「ブロマガの購入手順」として、ブロマガ記事の『ブロマガを購入する』をクリックして購入画面に進むこと、月間ブロマガを購入する場合には、購入

20

25

5 したい年月のブロマガを選択して、「確認画面へ」というボタンをクリックし、単体コンテンツを購入する場合には、購入したい記事の「このブロマガの購入手続きへ」のボタンをクリックすること、「FC2ID」にログインしている状態では、決済の画面が開き、ログインしていなければ、メールアドレスを入力する画面となり、登録しているメールアドレスを入力すればログイン画面に進み、登録していないメールアドレスを入力すれば「FC2ID」が自動で新規取得されて、決済手続きに進むこと、「FC2ポイント」又はクレジットカードのいずれかの支払方法を選択し、クレジットカード番号を入力するなどして、決済の手続を行うこと、決済手続が完了すると購入したブロマガ記事を閲覧することができること、購入したブロマガは「FC2ID管理画面」のトップページの右上の「ブロマガバックナンバー」に表示されること、購入したブロマガの更新通知の方法を選択することができ、テキストメールで受け取ることを選択した場合には、購入したブロマガが更新された場合、ブログ名、記事タイトル、記事URLが記載された通知が届き、HTMLで受け取ることを選択した場合には、ブログ名、記事タイトル、記事URLと更新された記事本文の内容が記載されたメールが届くことなどが記載されている。(乙142, 143)

10
15
20 カ FC2のウェブページにおいて、購入していないブロマガの記事を閲覧すると、記事の冒頭が表示されるとともに、「続きはブロマガを購入して楽しむう！」との表示がされ、「ブロマガを購入する」という記載がされたボタンが表示される。(乙151)

(2)ア ドワンゴは、FC2が提供するサービスが「電子出版物の提供」に該当すると主張するのに対し、FC2は、これを否定する。

25 イ FC2の「ブロマガ」のサービスにおいては、ユーザーは、検索などを行うことによって、購入したい記事を選択し、FC2に対して所定の支払をして「オリジナル小説」や「漫画」が例に挙げられる「限定記事」を購入する

ことができ、その購入後、F C 2のウェブページにおいて、購入した記事を閲覧することができるようになり、また、購入した記事について、その後、F C 2からHTML形式のメールの配信を受けることなどができた。

上記サービスにおいては、利用者は、F C 2のサービスを利用することによって、上記のような態様で、第三者が作成したまとまりのある文書・図画を閲覧等することができるようになるのであり、同サービスにおいては、電子出版物の提供又は通信ネットワークを利用した電子書籍及び電子定期刊行物の提供に、少なくとも類似した役務が提供されているといえる。

そして、前記(1)カ等のブログ記事の購入に当たり用いられている甲標章の使用態様によれば、電磁的方法により行う映像面を介したこの役務の提供に当たり、映像面に乙商標と類似する甲標章が付されていたと認められる。

ウ F C 2は、「電子出版物」とは、いわゆる電子書籍を意味してF C 2のブログサービスは「電子出版物の提供」に該当しないと主張し、また、ブログ記事の配信を行う主体はユーザーであり、F C 2ではなく、F C 2はその媒介をしているにすぎないから、ブログ記事の配信が「電子出版物の提供」に該当するとしても、F C 2のブログサービスは「電子出版物の提供」の媒介であって、「電子出版物の提供」には該当しないと主張する。

しかし、前記イの態様に照らせば、F C 2の上記のブロマガの販売に関するサービスについては、少なくとも、前記役務に類似した役務が提供されているといえる。

10 争点2-2（先使用权の抗弁の成否）について

F C 2のブログサービスにおける「ブロマガ」の表示の周知性を基礎付ける事情は前記7(1)のとおりであり、乙商標の出願日（平成24年9月27日）においても、甲標章が需要者の間で広く認識されていると認めることはできないから、F C 2が主張する先使用权を認めることはできない。

11 争点2-3（乙商標の無効の抗弁の成否）について

前記10のとおり、甲標章が需要者の間で広く認識されていたとはいえないから、その余の点を判断するまでもなく、乙商標に商標法4条1項10号の無効事由があるとは認められない。

12 争点2-4（商標権の正当な権利行使の抗弁の成否）について

5 FC2は、甲商標及び甲-2ないし4商標に係る各商標権を有しており、FC2が提供するブログサービスは、甲商標の指定役務「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」、甲-2商標の指定役務「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」、甲-3商標の指定役務「ウェブログの運用管理のための電子計算機用プログラムの提供」、甲-4商標の指定役務「オンラインにおけるブログ作成用コンピュータプログラムの提供」にそれぞれ該当するから、FC2は、甲商標に係る商標権に基づき、甲標章をブログサービスに使用しているのものであって、ドワンゴの乙商標に係る商標権を侵害するものではないと主張する。

15 しかし、FC2がブログサービスを提供しているとしても、前記9のとおり、FC2の「ブロマガ」のサービスにおいて、ユーザーは、「限定記事」などが例に挙げられる記事を購入することができ、購入後、FC2のウェブページにおいて、購入した記事を閲覧することができるようになり、また、購入した記事について、更新の都度、FC2からHTML形式のメールの配信を受けることなどができたのであり、甲標章はこのような役務に対して付されていたといえるものである。上記の役務は、甲商標の指定役務である「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」、甲-2商標の指定役務である「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」、甲-3商標の指定役務である「ウェブログの運用管理のための電子計算機用プログラムの提供」、甲-4商標の指定役務である「オンラインにおける
25 ブログ作成用コンピュータプログラムの提供」のいずれの役務にも該当しないといえるから、FC2は、甲商標及び甲-2ないし4商標に係る商標権に基づ

く正当な権利行使として甲標章を上記サービスに使用しているとは認められない。

13 争点 2 - 5 (損害の発生及び額)

(1) 損害の発生

5 第 2 事件について、ドワンゴが損害の発生を主張するのに対し、F C 2 は、損害の発生を否定する。

しかし、前記のとおり、甲標章は、乙商標の指定役務と類似する役務に使用されており、提供される役務に対し、その役務の出所識別を示すものとして明確に認識することができる態様で使用されているのであり、甲標章の使用によ
10 り、損害が発生したと認められ、F C 2 の主張は採用することができない。そして、本件において、ドワンゴは、前記 1(1)アのとおり、有料でブログ記事の配信等を行っていて、F C 2 の商標権侵害行為がなかったならばドワンゴが利益を得られたであろうという事情があると認められる。

(2) 商標法 38 条 2 項に基づく損害

15 証拠 (甲 9 5) 及び弁論の全趣旨によれば、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 6 月末日までの F C 2 のブログの配信サービスの購読料の合計額は● (省略) ●であり、そのうち、F C 2 は、システム使用料等として、合計● (省略) ●を受領したと認められる。

また、F C 2 が提供するサービスにおいて、ブログ記事の購入が増えること
20 によって処理するデータも増えてサーバーの負担が大きくなり、保守費用やサーバーに関する費用が上がるという関係がないとはいえ、商標法 38 条 2 項の利益を算定するに当たり、上記システム使用料から、F C 2 ブログの開発保守費やサーバー費用について案分したことで算出されるブロマガ負担保守運営費を控除するのが相当である。そして、上記システム使用料よりもブロマガ
25 負担保守運営費が● (省略) ●多いから (甲 9 6)、商標法 38 条 2 項に基づき損害の賠償を求めることはできない。

これに対し、ドワンゴは、F C 2 ブログの開発保守費やサーバー費用が売上とは関係なく不自然に増加している期間があることを挙げてこれらを案分して得られる額を控除することが相当でない旨主張する。しかし、設備投資を行う時期と関係して上記費用が特定の時期に多く増加することもあり得るのであり、ドワンゴが主張する理由によって当該各費用が控除されるべき費用でないとは直ちにはいえない。

(3) 商標法 38 条 3 項に基づく損害

前記(2)のとおり、F C 2 は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 6 月末日までに、F C 2 ブログのうちブログの配信サービスに関して、使用料及び手数料として合計●(省略)●を受け取った。

そして、これら使用料及び手数料を基礎とした場合、乙標章の使用に対して受けるべき金員はその 3% が相当であると認める。そうすると、損害額は、●(省略)●であると算定される。

(4) 弁護士費用相当額

本件における弁護士費用相当額は●(省略)●とするのが相当である。

14 小活

以上述べたところによれば、第 2 事件について、ドワンゴは F C 2 に対し、商標法 36 条に基づき、甲ウェブサイトにおける甲標章の使用の差止め、甲ウェブサイトからの甲標章の削除並びに民法 709 条及び商標法 38 条 3 項に基づき、損害賠償金 867 万 7823 円及び不法行為の後の日である平成 28 年 12 月 13 日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで、年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めることができ、その余の請求には理由はない。

15 結論

よって、第 1 事件における F C 2 の請求及び第 2 事件におけるドワンゴの請求はいずれも主文の限度で理由があるからその限度で認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 柴 田 義 明

5

裁判官 佐 藤 雅 浩

10

裁判官大下良仁は退官のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 柴 田 義 明

15

20

25

(別紙)

第1 事件ウェブサイト目録

- 5 (URLは省略) のURLにより特定される各インターネットのウェブページ及び同
ドメイン名下において存在する全てのインターネットウェブページ

以 上

(別紙)

第1 事件標章目録

5 プロマガ

以 上

第1事件商標目録

1	登録番号	第5621414号
	出願日	平成24年9月13日
5	登録日	平成25年10月11日
	商標	

ブロマガ BlogMaga

商品及び役務の区分 第42類

指定役務

- 10 インターネット等の通信ネットワークにおけるホームページの設計・作成又は保守，インターネット等の通信ネットワークにおけるホームページの設計・作成又は保守に関するコンサルティング，インターネット等の通信ネットワークにおけるホームページの設計・作成又は保守に関する情報の提供，インターネット等の通信ネットワークにおける情報・サイト検索用の検索エンジンの提供，インターネット等の通信ネットワークを利用するためのコンピュータシステムの設計・作成又は保守に関するコンサルティング，インターネット等の通信ネットワークを利用するプログラムの設計・作成又は保守，コンピュータにおけるウィルスの検出・排除及び感染の防止・パスワードに基づくインターネット情報及びオンライン情報の盗用の防止並びにコンピュータにおけるハッカーの侵入の防止等の安全確保のためのコンピュータプログラムによる監視，インターネットサイトにおけるブログ検索用の検索エンジンの提供，インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与，ウェブログの運用管理のための電子計算機用プログラムの提供，ウェブログ上の電子掲示板用サーバの記憶領域の貸与及びこれに
- 15
- 20

関する情報の提供，オンラインによるブログ作成用コンピュータプログラムの提供又はこれに関する情報の提供，インターネットホームページを閲覧するための電子計算機の貸与，インターネット上で利用者が交流するためのソーシャルネットワークワーキング用サーバコンピュータの記憶領域の貸与，インターネット上の情報
5 を閲覧するためのコンピュータプログラムの提供，インターネット等の通信ネットワークにおいて利用可能な記憶装置の記憶領域の貸与

2 登録番号 第5654405号

出願日 平成25年10月3日

10 登録日 平成26年3月7日

商 標

ブロマガ BlogMaga

商品及び役務の区分 第42類

指定役務

15 インターネットにおけるウェブサイトの作成又は保守及びこれらに関する助言，インターネットにおけるウェブサイト用のサーバの記憶領域の貸与，インターネットウェブサイトの設計・作成及び保守，インターネットウェブサイトを介してのコンピュータプログラムの提供，インターネット上の電子記憶空間（ウェブ空間）の提供又は貸与，インターネット用ウェブページの編集，ウェブサーバ
20 ーの貸与，ウェブサイト（ホームページ）の作成，ウェブサイトにおけるサーバの記憶領域の貸与，ウェブサイトにおける検索エンジンの提供，ウェブサイトのホスティングに関する助言及び情報の提供，ウェブサイトのホスティング及びこれに関する情報の提供，ウェブサイトの遠隔監視，ウェブサイトの開発，ウェブ

ブサイトの開発用のダウンロードできないソフトウェアのオンラインでの一時的な使用の提供，ウェブサイトの開発用ソフトウェアの設計・作成又は保守，ウェブサイトの開発用ソフトウェアの貸与，ウェブサイトの更新，ウェブサイトの作成・保守，ウェブサイトの作成と保守（他人のためのもの），ウェブサイトの作成
5 に関する指導及び助言，ウェブサイトの作成及び設計に関する助言，ウェブサイトの作成又は保守に関するコンサルティング，ウェブサイトの作成又は保守に関する助言及び指導，ウェブサイトの作成又は保守に関する助言又は情報の提供，ウェブサイトの作成又は保守に関する情報の提供及びコンサルティング，ウェブサイトの作成又は保守の媒介又は取次ぎ，ウェブサイトの作成又は保守及びこれ
10 らに関するコンサルティング，ウェブサイトの作成又は保守及びこれらに関する助言，ウェブサイトの作成又は保守及びこれらに関する調査・情報の提供・相談又は指導，ウェブサイトの設計・作成・保守，ウェブサイトの設計に関する助言，ウェブサイトの設計及びホスティング，ウェブサイトの保守及び点検，ウェブサイトを介して行うコンピュータプログラムの提供，ウェブサイト経由から接続
15 可能なダウンロードできないソフトウェアアプリケーションの一時使用の提供，ウェブサイト用のコンピュータプログラムの提供，ウェブベースのアプリケーションの一時的な使用の提供，ウェブベースのソフトウェアの一時的な使用の提供，ウェブページのアクセス記録を表示処理するためのコンピュータプログラムの提供，ウェブページ上の個人又は企業のスケジュール入力のための電子掲示板
20 用サーバーの記憶領域の貸与，ウェブポータルサイトのホスティング，ウェブポータルサイトの設計，ウェブログ（ブログ）のホスティング，ウェブログの運用管理のための電子計算機用プログラムの提供，ウェブログ上の電子掲示板用サーバーの記憶領域の貸与及びこれに関する情報の提供，カスタマイズされたウェブページのプログラムの設計・作成又は保守，カスタマイズされたウェブページの
25 ホスティング，カスタマイズされたウェブページの作成及び保守，クラウドコンピューティングの形態によって行われるコンピュータウェブサイトのホスティング

グ、グローバルコンピュータネットワークのウェブサイトを紹介する電子計算機の
プログラムの設計・作成・又は保守に関する情報の提供、コンピューターサイト
のホスティング（ウェブサイト）及びこれに関する助言、コンピューターウェブサ
イトのホスティング、コンピューターウェブサイトのホスティング及びこれに関す
5 る情報の提供、コンピューターサイトのホスティング（ウェブサイト）及びこれに
関する助言並びに情報の提供、コンピュータネットワーク上で利用可能なウェブ
サイトの設計・作成又は保守、コンピュータプログラムおよびウェブサイトの設
計・作成又は保守、デザインをウェブページ上に表示等するための電子計算機の
プログラムの作成、ホームページ及びウェブサイトの設計及びバージョンアッ
10 プ、ホームページ及びウェブサイトの設計及び構築、ホームページ及びウェブペ
ージの設計及び作成、ユーザが定義した情報・個人プロフィール及び個人情報を
特徴とするカスタマイズされたウェブページの設計・作成又は保守、委託による
インターネット上のウェブページの作成のためのコンピュータプログラム・ソフ
トウェアの作成、図書館管理に使用するためのソフトウェアのウェブサイトのホ
15 スティング、双方向式のディスカッションの実施のためのオンラインウェブのホ
スティング、他人のウェブサイトへのリンクのための電子計算機用プログラムの
提供、電子計算機用プログラムの設計・作成または保守（ウェブサイトの作成ま
たは保守を含む。）、インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域
の貸与、インターネットサイトにおけるブログ（B L O G）検索用の検索エンジ
20 ンの提供、オンラインによるブログ作成用コンピュータプログラムの提供又はこ
れに関する情報の提供、ブログのためのサーバの記憶領域の貸与、インターネッ
ト上のホームページ検索用エンジンの提供に関する情報の提供、インターネット
上の情報を閲覧するためのコンピュータプログラムの提供、インターネット等
における第三者に対するオンラインによるユーザーの本人確認・証明の代行、イン
25 ターネット等の通信ネットワークにおいて利用可能な記憶装置の記憶領域の貸
与、インターネットホームページを閲覧するための電子計算機の貸与、インター

ネット等の通信ネットワークにおけるホームページの設計・作成又は保守，インターネット等の通信ネットワークにおける情報・サイト検索用の検索エンジンの提供，インターネット等の通信ネットワークを利用するためのコンピュータシステムの設計・作成又は保守に関するコンサルティング，インターネット等の通信
5 ネットワークを利用するプログラムの設計・作成又は保守，コンピュータにおけるウィルスの検出・排除及び感染の防止・パスワードに基づくインターネット情報及びオンライン情報の盗用の防止並びにコンピュータにおけるハッカーの侵入の防止等の安全確保のためのコンピュータプログラムによる監視

10 3 登録番号 第5770313号
出願日 平成26年10月27日
登録日 平成27年6月12日
商 標

ブロマガ

15 商品及び役務の区分 第42類
指定役務

インターネットウェブサイトを紹介してのコンピュータプログラムの提供，ウェブサイトを紹介して行うコンピュータプログラムの提供，ウェブサイト用のコンピュータプログラムの提供，ウェブページのアクセス記録を表示処理するためのコ
20 ンピュータプログラムの提供，ウェブログの運用管理のための電子計算機用プログラムの提供，他人のウェブサイトへのリンクのための電子計算機用プログラムの提供，オンラインによるブログ作成用コンピュータプログラムの提供，インターネット上の情報を閲覧するためのコンピュータプログラムの提供

25 4 登録番号 第5793426号

出願日 平成26年10月27日

登録日 平成27年9月18日

商 標

BloMaga

5 商品及び役務の区分 第42類

指定役務

インターネットにおけるウェブサイトの作成又は保守及びこれらに関する助
言、インターネットにおけるウェブサイト用のサーバの記憶領域の貸与、インタ
インターネットウェブサイトの設計・作成及び保守、インターネット上の電子記憶空間
10 (ウェブ空間)の提供又は貸与、インターネット用ウェブページの編集、ウェブ
サーバーの貸与、ウェブサイト(ホームページ)の作成、ウェブサイトにおける
サーバーの記憶領域の貸与、ウェブサイトにおける検索エンジンの提供、ウェブ
サイトのホスティングに関する助言及び情報の提供、ウェブサイトのホスティン
15 発、ウェブサイトの開発用のダウンロードできないソフトウェアのオンラインで
の一時的な使用の提供、ウェブサイトの開発用ソフトウェアの設計・作成又は保
守、ウェブサイトの開発用ソフトウェアの貸与、ウェブサイトの更新、ウェブサ
イトの作成・保守、ウェブサイトの作成と保守(他人のためのもの)、ウェブサイ
トの作成に関する指導及び助言、ウェブサイトの作成及び設計に関する助言、ウ
20 ェブサイトの作成又は保守に関するコンサルティング、ウェブサイトの作成又は
保守に関する助言及び指導、ウェブサイトの作成又は保守に関する助言又は情報
の提供、ウェブサイトの作成又は保守に関する情報の提供及びコンサルティング
グ、ウェブサイトの作成又は保守の媒介又は取次ぎ、ウェブサイトの作成又は保
守及びこれらに関するコンサルティング、ウェブサイトの作成又は保守及びこ
25 れらに関する助言、ウェブサイトの作成又は保守及びこれらに関する調査・情報

の提供・相談又は指導，ウェブサイトの設計・作成・保守，ウェブサイトの設計に関する助言，ウェブサイトの設計及びホスティング，ウェブサイトの保守及び点検，ウェブサイト経由から接続可能なダウンロードできないソフトウェアアプリケーションの一時使用の提供，ウェブベースのアプリケーションの一時的な使用の提供，ウェブベースのソフトウェアの一時的な使用の提供，ウェブページ上の個人又は企業のスケジュール入力のための電子掲示板用サーバーの記憶領域の貸与，ウェブポータルサイトのホスティング，ウェブポータルサイトの設計，ウェブログ（ブログ）のホスティング，ウェブログ上の電子掲示板用サーバーの記憶領域の貸与及びこれに関する情報の提供，カスタマイズされたウェブページのプログラムの設計・作成又は保守，カスタマイズされたウェブページのホスティング，カスタマイズされたウェブページの作成及び保守，クラウドコンピューティングの形態によって行われるコンピュータウェブサイトのホスティング，グローバルコンピュータネットワークのウェブサイトを紹介する電子計算機のプログラムの設計・作成・又は保守に関する情報の提供，コンピューターサイトのホスティング（ウェブサイト）及びこれに関する助言，コンピューターウェブサイトのホスティング，コンピューターウェブサイトのホスティング及びこれに関する情報の提供，コンピューターサイトのホスティング（ウェブサイト）及びこれに関する助言並びに情報の提供，コンピュータネットワーク上で利用可能なウェブサイトの設計・作成又は保守，コンピュータプログラムおよびウェブサイトの設計・作成又は保守，デザインをウェブページ上に表示等するための電子計算機のプログラムの作成，ホームページ及びウェブサイトの設計及びバージョンアップ，ホームページ及びウェブサイトの設計及び構築，ホームページ及びウェブページの設計及び作成，ユーザが定義した情報・個人プロフィール及び個人情報を特徴とするカスタマイズされたウェブページの設計・作成又は保守，委託によるインターネット上のウェブページの作成のためのコンピュータプログラム・ソフトウェアの作成，図書館管理に使用するためのソフトウェアのウェブサイトのホ

(別紙)

第2事件ウェブサイト目録

- 5 (URLは省略), (URLは省略), (URLは省略) のURLにより特定される各インターネットのウェブページ及び同ドメイン名下において存在する全てのインターネットウェブページ

以上

第2事件標章目録

1.

ブロマガ

5

2.

ブロマガ

3.

ブロマガ

4.

ブロマガ

10

5.

ブロマガ

6.

ブロマガ

15

7.

ブロマガ

9.

ブロマガ

10.

ブロマガ

20

11.

ブロマガ

12.

ブロマガ

25

以上

(別紙)

第2事件商標目録

登録番号 第5617331号

5 登録日 平成25年9月20日

出願日 平成24年9月27日

商 標 ブロマガ (標準文字)

商品及び役務の区分 第9類, 第38類, 第41類, 第42類

指定役務

10 第9類 画像処理用コンピュータのプログラム, インターネットを利用してダウンロード可能なコンピュータプログラム, その他のコンピュータプログラム, コンピュータプログラムを記憶させた記録媒体, 電子応用機械器具及びその
15 部品, 電気通信機械器具, レコード, インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル, インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, 映写フィルム, スライドフィルム, スライドフィルム用マウント, ダウンロード可能な電子書籍, 電子出版物

第38類 コンピュータを利用したメッセージ及び映像による通信, 電気通信 (放送を除く。), ウェブログ上の電子掲示板通信及びこれに関する情報の提供, 放送, 報道をする者に対するニュースの供給, 電話機・ファクシミリその他の
20 通信機器の貸与

第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授, 電子出版物の提供, 図書及び記録の供覧, 図書の貸与, 通信ネットワークを利用した電子書籍及び電子定期刊行物の提供, 書籍の制作, 通信ネットワークで提供される電子書籍及び電子定期刊行物の制作, 通信ネットワークを利用した画像・映像の提供及びこれらに関する
25 情報の提供, 映画の上映・制作又は配給, 通信ネットワークを利用した音・

音声・音楽の提供及びこれらに関する情報の提供， 演芸の上演， 演劇の演出
又は上演， 音楽の演奏， 放送番組の制作， 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビ
デオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）

5 第42類 通信ネットワークを利用した気象情報の提供， その他の気象情報の提供，
デザインの考案， インターネットを利用したデザインの考案に関する情報の
提供， 電子計算機・自動車その他その用途に応じた的確な操作をするため
には高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等
に関する紹介及び説明， 機械器具に関する試験又は研究